

(資料③)

## 「人権教育のための国連10年」の総括を踏まえ 「人権教育のための世界プログラム」の創造を！！

### 「国連10年」の成果

世界中に人権文化を創造することをめざし、1995年1月から開始された「人権教育のための国連10年」（「国連10年」）も、2004年12月末で終了しました。

この間、①人権教育の重要性に関する関心が高まった、②各方面でバラバラに取り組まれていた人権教育の連携が作りだされてきた、③人権との関わりの深い教員や公務員、警察官や検察官、医療や福祉関係職員、マスメディア関係者などに対する人権教育の必要性に関する認識が高まってきた、④被差別者の人権を重視することの必要性が理解されてきた、⑤国や自治体などで「10年」にちなんだ体制が整備され、行動計画が策定されてきた、などの成果を上げてきました。

とりわけ、日本では、2000年12月6日、人権教育および人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）が公布・施行されたことは大きな成果です。また、問題点を孕んでいるものの、この法律を受けて国のレベルで人権教育・啓発基本計画が策定され、「人権教育・啓発白書」が毎年公表されていることも評価することができます。

### 「国連10年」の問題点

しかしながら、国内外の人権状況をみたととき、世界中で人権教育を実施することによって人権文化を創造し、差別や人権侵害、さらには戦争をなくそうという「国連10年」の目的は、未だ達成されていないといわねばなりません。

この10年を振り返ったとき、①人権教育に取り組んでいない国や自治体、さらには分野がある、②計画が策定されているところでも、具体的な差別や人権侵害をなくし、人権が尊重された地域や職場を作っていくための行動と結びついていない、③特定職業従事者の中で人権教育を推進していくためのテキストやカリキュラムが作成されていない、といった問題があります。

### 「世界プログラム」の内容

このため国連総会は、2004年12月10日、「国連10年」終了後の2005年1月から「人権教育のための世界プログラム」（「世界プログラム」）として引き継いでいくことを求めた決議を採択しています。「世界プログラム」の内容は、3年程度の期間を定め、人権教育を推進していくための一つの重点分野を設定した計画を積み上げていくというもので、最初の3年間（2005年1月～2007年12月）は、初等・中等学校制度における人権教育の推進に重点を置くこととしています。（2007年9月の人権理事会で、第一段階を2009年末まで2年間延長することが決まりました。）

国連人権高等弁務官事務所が中心となってとりまとめ、総会に提出された「世界プログラム」第一段階（2005年～2007年）のための行動計画案は、Ⅰ．人権教育のための世界プログラム、Ⅱ．第一段階（2005年～2007年）：初等・中等学校制度における人権教育のための行動計画、Ⅲ．国レベルにおける実施戦略、Ⅳ．行動計画の実施の調整、Ⅴ．国際的な協力および支援、Ⅵ．評価、の6章から構成されています。

### 今後の課題：その①～初等・中等学校制度での人権教育の推進

「世界プログラム」の行動計画案は各国からの修正意見を取り入れ、2005年7月14日総会で採択されましたが、「いじめ」や「不登校」、児童虐待や青少年による「犯罪」の現状を見たとき、日本においても、この機会に初等・中等学校制度における人

権教育を充実していくことが求められています。

このため、国のレベルでは、文部科学省の中に人権教育を推進していくための部局を設置すること、人権教育を推進していくための方針と計画を策定すること、その一環として2005年6月、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議による「人権教育の指導方法等の在り方について（第一次とりまとめ）」2006年1月「第二次とりまとめ」2008年4月30日4月「第三次とりまとめ」が公表されましたが、これを活用することも必要です。また、自治体レベルでは、教育委員会に人権教育課を設置、充実をはかるとともに、人権教育基本方針、基本計画を策定、改訂充実をはかることが求められています。さらに、すべての学校で、人権教育を推進していくための計画を策定することをめざす必要があります。この他、民間レベルでも「世界プログラム」推進連絡会を設置し、国や自治体などへ働きかけるとともに、推進連絡会に参加する団体自らも人権教育を推進していくための計画を策定することが求められています。既に、いくつかの地域では同和教育研究協議会や人権教育協議会が組織されていますが、これらの組織の活動に「世界プログラム」の推進を位置づけていくことも必要です。

今後の課題：その②～あらゆる分野での人権教育の推進

初等・中等教育における人権教育は基本となるものですが、これだけでは不十分です。たとえば、「人権教育・啓発推進法」では、3条で「学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通して」人権教育・啓発を推進していくことを求めています。

「国連10年」の総括を踏まえた「世界プログラム」の創造に向けた今後の課題としては、①学校教育をはじめあらゆる分野で人権教育に取り組むこと、②このため、あらゆる分野で体制を整備し計画を策定すること、③それぞれの分野でテキストとカリキュラムを作成すること、④具体的な差別や人権侵害を克服し、人権が尊重された地域や職場を創造していくことに役立つものとしていくこと、などが求められています。

折しも本年2008年は、世界人権宣言が国連で採択されて60周年にあたります。こうした節目の年に、「世界プログラム」がスタートしましたが、この機会に初等・中等教育をはじめあらゆる分野で人権教育を推進し、差別と人権侵害のない平和な社会の創造にむけて努力していくことが求められています。

今後の課題：その③～国連持続可能な開発のための教育の10年との結合

なお、2005年1月から「国連持続可能な開発のための教育の10年」もスタートしています。この10年がめざす目標は、①同一世代内の「公正」（貧富の較差の是正など）、②異なった世代間の「公正」（次世代に豊かな地球環境を残すことなど）、③人間と他の生物や自然との「公正」（生物の多様性を維持し、温暖化を防止することなど）、の3点です。この内、これまでの「人権教育」では、①で提起されている内容は取り組まれてきていますが、②や③で提起されている内容は、考慮されてきていません。しかしながら、広い視野から将来を展望して人権の確立を考えたとき、これらも、これからの人権教育の内容に位置づけていくことが求められています。

友永健三（部落解放・人権研究所所長、IMADR-JC理事）

#### 【参考図書】

部落解放・人権研究所編『人権文化をみんなの手に「人権教育のためのプログラム」スタート』解放出版社、2005年2月、1000円 A5版 142頁

平沢安政著『解説と実践 人権教育のための世界プログラム』解放出版社、2005年12月、1400円 A5版 136頁

福田弘著『なぜ今、人権教育が必要なのか？』千葉県人権啓発センター A5版 2008年3月 136頁